

訪問看護ステーション タウンナース

重要事項説明書

[令和 8 年 10 月 1 日 現在]

1 事業者（法人）の概要

名 称	株式会社 タウンナース
代表者名	代表取締役 藤田博史
所在地・連絡先	住所) 〒214-0008 神奈川県川崎市多摩区菅北浦 2-17-8 電話) 044-949-5515 FAX) 044-949-5516
設 立	平成 18 年 12 月
事業内容	訪問医療サービス（介護保険・医療保険）

2 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション タウンナース
所在地・連絡先	住所) 〒214-0008 神奈川県川崎市多摩区菅北浦 2-17-8 エスポ° ワールド 21 1F 電話) 044-949-5515 FAX) 044-949-5516 E-mail) info@town-nurse.co.jp
サービスの種類	訪問看護・訪問リハビリ
介護保険 事業所指定	事業者番号) 神奈川県 1465490081 指定年月日) 平成 19 年 4 月 1 日
管理者の氏名	藤田友美（看護師）

【事業所の職員体制】

従業者の職種		人数	区分	
			常 勤	非常勤
管理者（看護師）		1	1	0
訪問スタッフ	看護師	11	6	5
	理学療法士	3	3	0
	作業療法士	4	4	0
	言語聴覚士	1	1	0
事務員		3	3	0

職員は常に身分証を
携帯しております。

【営業（訪問）日時】

営業（訪問）日	平 日（月曜日～金曜日）
営業（訪問）時間	8：30 ～ 17：30 （訪問 8：45 ～ 17：15）
営業（訪問）しない日	土曜日・日曜日・祝日 年末年始（12月29日～1月4日）
※暦の関係で同じ曜日が2週連続で休みが続く場合、どちらかの日は営業します。	
24時間対応体制	上記営業時間以外も常時電話連絡が可能な体制にあり、 必要により緊急訪問看護を行います。 ※別途契約が必要となります。

【事業の実施地域】

通常の実施地域	川崎市多摩区
---------	--------

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護または要支援状態にある利用者様が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように生活の質の確保及び向上を図り、安心して日常生活を過ごすことができるように訪問看護・リハビリサービスを提供することを目的とします。
運営方針	利用者様の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業所、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者様の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4 サービスの内容

自宅で療養されている方が安心して療養生活を送れるように、主治医（かかりつけ医）の指示により、当訪問看護ステーションの看護師や理学療法士等(※1)が連携(※2)し、訪問看護計画を立て、定期的に訪問し、必要な処置・指導・リハビリ訓練等を行い、在宅療養の援助を行います。

※1) 理学療法士等：理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

※2) 看護師と理学療法士等の連携：理学療法士等のリハビリ訓練が主となる利用者様も看護師の訪問（看護アセスメント：開始時と概ね3ヶ月毎）を行います。

(内 容)

- ①病状・障害の観察、健康管理
- ②療養上のケア（清潔・排泄・食事等の援助）
- ③医師の指示のもとに行う診療の補助
（点滴・注射、褥瘡の予防・処置、経管栄養、カテーテル等の管理、痛みの管理等）
- ④リハビリテーション（※3）
- ⑤終末期（※4）・認知症の看護
- ⑥医療機器の管理・指導
- ⑦家族支援（ご家族に対しての相談、助言等）
- ⑧療養生活や介護方法等の指導
- ⑨医師および他のサービス事業者への報告・連携・調整等
- ⑩その他

※3）理学療法士等の訪問は、看護業務の一環としてのリハビリテーション中心としたものであり、看護職員の代わりに行う訪問である

※4）「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」の内容を踏まえた対応をする

5 利用料

(1) 介護保険給付対象サービス

訪問看護料（介護保険）は別表のとおりです。

訪問看護料の1割～3割が自己負担額となります。

但し、介護保険の給付限度額を超えた部分にかかるサービスは全額自己負担となります。

(2) 医療保険給付対象サービス

介護認定を受けられない方や特定疾患の方などは医療保険給付でのサービスとなります。

訪問看護料（医療保険）は別表のとおりです。

訪問看護料の1割～3割が自己負担額となります。

公費（特定疾患医療費支援等）が適応される場合もあります。

(3) 公的保険給付対象外サービス

サービス提供時間が1時間30分を超過する場合	超過分30分につき2,000円
死後の処置料（希望時）	20,000円

これらサービス料が発生する際は、その都度確認を致します。

(4) 交通費

訪 問 場 所		交通費
通常の実施地域内		な し
通常の実施地域を超えた地点から	片道 10km 未満	350 円 / 1 回
	片道 10km 以上	700 円 / 1 回

※ 電車・バス等を利用した場合は実費請求となります。

(5) キャンセル料

利用者様の都合で訪問サービスをキャンセルされるときは訪問日の前営業日 17:30 までにご連絡ください。

この事前の連絡なしにキャンセルされた場合はキャンセル料が発生します。

但し、病態悪化による急な受診など、正当な理由がある場合は当日連絡でもキャンセル料は発生しません。

キャンセル料	1,000 円 / 1 回
連絡先：044-949-5515（平日 8：30～17：30 の間）	

(6) その他の費用

以下は利用者様の負担となります。

- ・サービスの実施に必要な水道・ガス・電気料金
- ・おむつ、ガーゼ等の消耗品
- ・その他（実費負担のある場合はその都度確認いたします。）

(7) 支払方法

お支払いは口座からの引き落とし又は現金集金にて行います。

サービス利用料やその他の費用は利用月ごとに計算し、翌月 10 日前後の訪問時に請求書をもって請求いたします。

お支払いの確認後、領収証をお渡しします。

口座引き落とし日は毎月 27 日です。（金融機関休みの場合、翌営業日）

6 緊急時等の対応方法

サービス提供中に緊急事態が発生した場合は、かかりつけ医の指示や事前の打ち合わせに基づき、かかりつけ医、救急隊、緊急連絡先（ご家族等）、介護支援専門員（ケアマネジャー）、地域包括支援センター等に連絡いたします。

地震、風水害災害等、甚大な災害が発生した場合、連絡なしに訪問を中止することがあります。

7 事故発生時の対応

- ① 万が一サービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族、市町村、介護支援専門員（ケアマネジャー）へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8 サービス内容に関する苦情・相談について

サービスに関する相談や苦情につきましては、次の窓口にて対応いたします。

【事業者の窓口】

訪問看護ステーション タウンナース 所在地： 川崎市多摩区菅北浦 2-17-8 エスポワール 21 1F	TEL	044（949）5515
	FAX	044（949）5516
	E-mail	info@town-nurse.co.jp
	苦情担当責任者	藤田 博史
	管理者	藤田 友美
	対応時間	平日 8：30～17：30

【市町村の窓口（介護保険）】

川崎市健康福祉局長寿社会部 高齢者事業推進課 所在地：川崎市川崎区宮本町1番地	TEL	044（200）2910
	FAX	044（200）3926
	対応時間	8：30～17：00（平日のみ）

【公的団体の窓口（医療保険）】

神奈川県医療安全相談センター 所在地：横浜市中区日本大通1番地	TEL	045（210）4895
	FAX	045（210）8856
	対応時間	10：00～15：00（平日のみ）

9 非常災害対策について

事業所において、地震・風水害等の非常災害に対する指針及び業務継続計画を作成し、その責任者を法人代表と定め以下の措置を講じます。

- ① 業務継続計画の具体的内容を職員に共有するとともに、職員に対する研修を定期的（年1回以上）に実施します。
- ② 非常災害に備え事業所内の役割分担の確認、防災訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に実施します。

10 感染症予防及びまん延防止対策について

事業所において、感染症の予防及びまん延防止に対する指針及び発生時の業務継続計画を作成し、その責任者を法人代表と定め以下の措置を講じます。

- ① 業務継続計画の具体的内容を職員に共有するとともに、職員に対する研修・訓練を定期的（年 1 回以上）に実施します。
- ② 職員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的（概ね 6 カ月に 1 回以上）に開催します。

11 虐待防止について

利用者様の人権擁護の観点から、虐待の防止のために以下の措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための指針を策定し、虐待の未然防止、早期発見、発生後の適切な対応、再発防止に努めます
- ② 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的（年 1 回以上）に開催します。
- ③ 虐待の防止のための職員に対する研修を定期的（年 1 回以上）に実施します。
- ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を事業所管理者とします。
- ⑤ 虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は速やかに行政への通報を行い、利用者様の安全確保に努めます。

12 ハラスメント対策について

事業者は職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようにハラスメントの防止に取り組みます。

- ① 当事業者は下記の行為等は組織として容認しません。
 - ・身体に危害を及ぼす（及ぼされそうな）行為
 - ・個人の尊厳や人格を傷つけるような言葉や態度
 - ・意に沿わない性的な言動、好意的態度の要求等性的な嫌がらせ行為 など（これらは職員、取引先事業所の方、利用者様及びそのご家族が対象となります）
- ② ハラスメントに関する指針を策定し、それを職員へ周知します。
- ③ ハラスメントに関する相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備します。
- ④ ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、被害者への配慮や再発防止に取り組みます。
- ⑤ ハラスメントと判断された場合は、関係機関への連絡・相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。（契約書 第 10 条）

上記説明を証明するため、本書 2 通を作成し、利用者様及び事業者の双方が自署もしくは記名押印の上、それぞれ 1 部ずつ保有します。

私は、重要事項説明書に基づいて、訪問看護サービスの内容及び重要事項の説明を受けました。

令和_____年_____月_____日

【利用者】 住所 川崎市多摩区_____

氏名_____（自署の場合 押印不要）

【家族 又は 代理人】（選任した場合）

住所_____

氏名_____（自署の場合 押印不要）

利用者との続柄：_____

【事業者】 神奈川県川崎市多摩区菅北浦 2-17-8

株式会社 タウンナース

代表取締役 藤田博史

【説明者】 氏名_____